

石川県弓道連盟慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、石川県弓道連盟規約(以下「規約」という。)第21条にもとづき、石川県弓道連盟(以下「本連盟」という。)の慶弔金及び見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 慶弔見舞金の種類は次のとおりとする。

- (1) 祝金
 - (2)弔慰金
 - (3)見舞金
- (支給事由)

第3条 前条の慶弔見舞金は次の事由に該当する場合に支給する。

- (1)祝金は、規約第23条各号に該当する場合に支給する。
- (2)弔慰金は、本連盟の役員等が死亡した場合に、次の区分によって執行する。

区分	香典	供花	弔辞	弔電	備考
会長、副会長	○	○	○	○	
役員、名誉役員	○			○	
一般会員				○	
県連役員経験者 (非登録者含む)	○			○	

- (3)見舞金は、次の区分とする。

- ①病気見舞金は役員が2週間を超えて入院した場合に支出する。
 - ②災害見舞金は、会員が天災等によって相当の被害を受けた場合に支出する。
- また、必要に応じて県外の弓道連盟に対して支出することができる。

(支給決定)

第4条 前条各号の慶弔見舞金は、理事長が必要と認めたものについて、会長の承認を得て支給を決定する。

2 特に必要があると認める場合は、会長の決定により臨時に慶弔見舞金を支給することができる。

3 慶弔見舞金の支給額及び支給方法は、本連盟の予算の範囲に応じて、会長が決定し、理事会に報告する。

(追授)

第5条 会員が死亡した場合に、追授の基準を満たすものについては、理事長が遺族の了解を得たうえで、会長の承認を得て全日本弓道連盟へ追授の申請を行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年2月5日から実施する。
- 2 平成24年4月1日 一部改正
- 3 令和元年5月1日 一部改正